

2 課題と提言

地方公共団体への提言

虐待の発生予防及び早期発見

ア 妊娠期から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化

第 15 次報告における、心中以外の虐待死の中で 0 か月児事例の発生数は、0 歳児死亡事例の 50.0%と前回と同様に高い水準で推移している。また心中以外の虐待死での実母が妊娠期・周産期に抱えていた問題をみると、「遺棄」が 36.5%と最も多く、次いで「予期しない妊娠 / 計画していない妊娠」「妊婦健診未受診」「自宅分娩（助産師などの立ち会いなし）」が 30.8%を占めている。

今回、ヒアリングを行った事例においては、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と考えられる妊婦が含まれていたが、特定妊婦として要保護児童対策地域協議会の対象とする判断材料がなく対象とされていなかった事例、要保護児童対策地域協議会の対象とされていてもアセスメントが十分でなく適切な支援につなげられなかったと思われる事例も含まれていた。

市町村とその他の機関との連携については、特定妊婦を含む要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、助産所、児童福祉施設、学校等が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供しよう努めなければならないことを受け、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発 1216 第 2 号、雇児母発 1216 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）において、各機関における留意点等について示されている。関係機関からの情報をもとに、連携が一層推進され、早い段階から市町村の支援につなげていくことが期待される。

地方公共団体においては、虐待予防の観点を持ち、出産前から関係機関と母子保健担当部署が連携を図ることで、出産後の母子が健やかな生活を送れるよう、支援していくことが重要である。そのためにも、女性の身体的・精神的悩みに対応する窓口である「女性健康支援センター」における専任相談員の配置促進、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置促進が必要と考える。併せて、この 2 つのセンターの存在や役割については、引き続き広く周知・広報を行い、子育て世代に認識してもらうことが重要である。

また、母子保健担当部署においては、出産前から支援が必要と思われる

妊婦がいた場合に、組織として支援対象とする判断基準をもち、妊娠期から子育て期までの長期的視野をもった対応を検討するとともに、医療機関との連携のもと、妊婦健診の情報等を把握し未受診者への対応を徹底する等の対応が必要と考える。

併せて、妊娠に関する相談や子育てに関する相談などについて、予期しない妊娠をした者や若年層、対面での相談を望まない対象者に向け、SNS等を活用した相談など、相談しやすい体制の整備を検討する必要がある。

イ 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整

今回、ヒアリングを行った事例では、乳幼児健康診査（以下「乳幼児健診」という）の未受診が確認されている事例があった。

乳幼児健診や予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等は、子どもや母親等の心身の健康を確認したり、育児の悩みを相談したりする機会であり、そのような機会のない家庭は、育児支援が十分に届いていない可能性もある。

市町村の母子保健担当部署は、受診の勧奨に応じない未受診等の家庭に対しては、家庭訪問の実施とともに、市町村の児童福祉担当部署等と連携し、関係機関から情報収集を行うことにより、子どもの状況を把握する必要がある。その際、当該家庭にきょうだいがいる場合は、きょうだい児の状況把握等も必要である。

また、長期の里帰りなどを理由に未受診となっている場合においては、その理由を保護者等から把握するとともに、子どもが現に居住している場所でも、育児のサポートが得られるように支援を調整することも重要である。

なお、乳幼児健診未受診の家庭への対応については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け雇児総発 0611 第 1 号、雇児母発 0611 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知。以下同じ。）等に記載があるため、参考とされたい。

さらに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づく「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査」を通じて、今後も定期的に乳幼児健診未受診者等の安否確認を確実に実施することが重要である。

ウ 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備

今回のヒアリングでは、出産後に居住の実態が判然とせず、家庭訪問等により子どもの安全が確認されるまでに、時間を要した事例があった。

家庭の居住実態が把握できず、子どもの安否確認がとれないという状況は虐待のリスクが高い可能性があるということを認識し、安否確認ができない場合は、要保護児童対策地域協議会などを活用し、複数の機関や様々な制度の機会において、確実に子どもの安全、家庭の状況を把握することが必要である

特に、所属機関のない未就園児等については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査」を通じて、安否確認を確実に実施することが重要である。

また、児童虐待防止法第 13 条の 4 に基づき、児童相談所長等は、地方公共団体の機関のほか、医療機関、福祉又は教育に係る機関や従事する者に対して、児童虐待の防止に関する資料又は情報の提供を求めることができるものとされている。具体的には、「児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料又は情報の提供について」(平成 28 年 12 月 16 日付け雇児総発第 1216 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に示されているので、必要がある場合には、ちゅうちょなく資料又は情報の提供を依頼するなど、できる限りの協力を求め、児童虐待への対応方針の判断に当たり活用することが重要である。

エ 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応

今回の報告事例において、精神疾患等により養育支援が必要と判断される養育者は減少しているものの、引き続き散見された。また、今回のヒアリングにおいても、医療機関の受診はないが、妊娠や育児における精神的な負担感が、子どもへの衝動的な行動につながった事例があった。

「養育支援訪問事業ガイドライン」(平成 21 年 3 月 16 日付け雇児発第 0316002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)では、養育支援訪問事業の対象として、若年妊婦等の他、「出産後間もない時期(おおむね 1 年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭」、「食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭」などが例示されている。

これらの事例に対しては、既存の事業の活用による育児支援とともに、

医療機関との適切な連携が求められる。なお、医療機関との連携については前述の「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」のほか、「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」(平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知)において児童相談所及び市町村が医療機関との連携・情報共有体制を構築するに当たって留意すべき事項について示されている。

引き続き、地方公共団体においては、医療機関の情報に基づく養育支援が必要な家庭への適切な介入や、関係機関との適切な役割分担のもとで協働して家庭を支援することが必要である。

オ 虐待の予防に視点をおいた保護者及び関係機関への知識の啓発

今回の報告事例では、家庭に訪問した市町村職員から乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)の危険性について説明を行っていたにもかかわらず、頭部への衝撃により死亡した事例や、車中に放置され死亡した事例があった。また、関係機関において虐待が疑われる状況があったが、地方公共団体への通告をちゅうちょした事例もみられた。

このような子どもの死亡事例を防ぐためには、自分で危険を判断し対処することのできない年齢の子どもを自宅や車中に放置してはならないことを周知することが重要である。また、保護者に対しては体罰によらない子育てや、乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)などの行為が子どもに重大な影響を与えることを、両親学級や乳幼児健診等の機会を通じて説明することが必要である。

また、児童虐待を発見しやすい立場にあり、早期発見に努めなければならないとされている学校、児童福祉施設、医療機関等の関係機関に対して、虐待対応に関する知識や求められる責務について、より一層周知、啓発していくことが重要と考えられる。

関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援

ア 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

第 15 次報告における心中以外の虐待死では、約 6 割(29 例)の事例においていずれかの機関が関与していた。

虐待事例への支援は、地域の関係者が協働して取り組むことが重要だが、その効果的な連携のためには、注意が必要な状況の変化、状況変化があった際の各関係機関の役割分担等を明確にしておく必要がある。

そのためにも、要保護児童対策地域協議会等において、各機関が把握している情報を共有し、子どもの安全確保に十分活用するとともに、関係機関のネットワークを密にしておくことが重要である。

イ 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

第15次報告では、第14次報告と比較して心中以外の虐待死事例について「子どもの施設等への入所経験」が「あり」となった割合は若干増加し、入所措置解除後に子どもが死亡した事例があった。一時保護実施中・施設入所中から要保護児童対策地域協議会と児童相談所で情報共有することを含め、一時保護解除・施設退所・里親委託を行う際は慎重なアセスメントを実施し、その後の支援についてどのような場所でも継続して行うべきである。

なお、アセスメントに関しては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)において、児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドラインの中で「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」が示されている。

また、家庭引取りの条件変更に際しては、関係機関が必要と考えた条件を保護者が履行しない場合等には、改めて施設入所等の措置の必要性を検討する必要があるほか、要保護児童対策地域協議会の関係機関で情報共有する必要がある。特に、家庭引取り後に保護者が児童相談所職員と子どもとの面会を拒否するのは、虐待を疑わせる非常に重要な要素であることを踏まえ、面会拒否には毅然とした対応が必要である。

転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施

ア 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討

今回の報告事例においても、家庭の転居により、当該家庭に関する情報の共有が地方公共団体間で十分になされず、適切な支援が行われないまま死亡に至った事例が複数確認されており、転居時の十分な引き継ぎや、転居情報をもれなく把握できる仕組みづくりは非常に重要である。

また、これまでの検証報告でも述べてきたとおり、転居により家族の孤立、それまでの社会的支援が途絶えること等が生じ、虐待のリスクが高まっていると判断されるべきである。

転居元自治体においては、転居先自治体の初動に活かされるよう、適切なリスクアセスメントやその根拠となる情報等、どのような支援が必要かということも含めて、具体的に転居先自治体に申し送る必要がある。

また、緊急性や重症度の高い事例では、対面による引継ぎや同行訪問等による引継ぎも検討する等、事例の状況がより正確に伝えられるような工夫が必要である。

要保護児童対策地域協議会の管理ケースとしている事例では、事例の状況だけでなく、それぞれ関係機関の役割分担も含めて情報共有する等の対応が必要である。

また、今回のヒアリング事例にもあったとおり、転居したこと自体を把握できていないことも少なくない。要保護児童対策地域協議会においては、対象となっている家庭の転居を確実に把握する仕組みづくりを検討する必要がある。それでもなお、転居を見逃す可能性を考慮し、市町村においては転入時にもれなく、子育て家庭に対して子育て支援情報を提供する等の対応が望まれる。

児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価

ア 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有

今回の報告事例においては、攻撃的・支配的な保護者に対するアセスメントが不十分など、家族関係を踏まえたリスクアセスメントの不十分さや、関係機関からの緊急性のある情報提供をリスクとして捉えず、速やかなリスクアセスメントができていなかった事例があった。

受傷の情報については、子どもの状況確認を速やかに行うとともに、子どもの年齢・受傷の部位・受傷した理由などを確認した上で、そのリスクを多角的、客観的に判断することや、適宜リスクアセスメントの見直しを行うことが必要であることは周知のとおりである。アセスメントにおいては、単一の機関のアセスメントだけでなく、複数機関の視点で意見を出し合い、協議を重ね認識を共有すること、子どもの意見を適切に聴取し、子どもの訴えと保護者の訴えが異なる場合や関係機関間のリスクの認識のずれ・違和感が生じた場合にはリスクの再評価を行う等、積極的に対応することが重要である。

リスクアセスメントにおいては「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」(平成29年3月31日雇児総発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等で示されているツールを活用すること等が考えられるが、ツールの利用によってアセスメントが表面的なものにならないよう注意が必要である。

イ 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

第 15 次報告においても、児童相談所が関与していながら、定期的なリスクの見直しが行われていないものが、心中以外の虐待死事例の約 6 割にのぼっていた。アでも述べたとおり、継続事例においては、関係機関から集まる情報をもとに、常にそれがリスクにつながっていないかを慎重に判断し、適宜事例の再評価をすること、その結果に基づいたケース管理は組織的に行うことが重要である。

「子ども虐待対応の手引きについて」(平成 11 年 3 月 29 日付け児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知)では、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」や「在宅支援アセスメント」が示されており、第 14 次報告でも提言したところであるが、変化している事項について関係機関で共有の上、再アセスメントを実施する、といった定期的なアセスメントに活用されたい。

市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上

ア 専門職の配置も含めた体制の充実と強化

児童相談所及び市町村における虐待相談対応件数は、統計をとり始めて以降、毎年増加の一途にある。

第 15 次報告においては、死亡事例(心中以外)が発生した地域における児童相談所の当該事例担当職員の 1 年間(平成 29 年度)の受け持ち事例数を調査したところ、一人当たり平均 140.5 件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均 81.6 件となっており、前回よりも増加している。

今回の報告事例においては、医療や法的対応について、医師・保健師や弁護士等の専門的な知見を活かした対応が必要であったと考えられる事例もあり、今後もより一層、児童相談所及び市町村の体制の充実を図る必要がある。

なお、児童相談所及び市町村の体制強化については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、2022 年度末までに児童相談所における児童福祉司等の専門職の増員や、市区町村子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置、要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者の全市町村への配置等を行うこととされている。各地方公共団体においては、計画的な増員、設置促進を図られたい。

イ 適切な対応につなげるための相談技術の向上

市町村においては、住民の身近な窓口として、虐待の予防的視点をもった関わりや継続支援が求められ、児童相談所においては、専門的な知識・技術を要する支援や広域的な対応が求められる。

また、適切なアセスメントを行うためには、子どもの安全を守るため、正確な周辺情報を収集する必要がある、その精度は対応する職員の資質によるところが大きい。そのため、子どもや保護者との面接機会が多い児童相談所や市町村の職員は、虐待に係る基礎的な知識を習得していることが求められる。対応すべき基本的な事項について、改めて各地方公共団体において点検するとともに、研修については、「児童福祉司及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発第 0331 第 16 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参考に、研修の実施及び受講を推進する必要がある。

虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

ア 検証の積極的な実施

第 15 次報告における地方公共団体が行う検証の実施状況については、検証対象を定めている地方公共団体の場合、死亡事例のみに限らず「死亡事例を含む重大事例を対象」としている割合が 78.6%を占めている。

一方、実際の検証の実施状況をみると、検証していない死亡事例があると答えた地方公共団体は 4 割強で、前回よりも増加した。なお、検証しない理由として「行政機関が関わった事例ではないため」が 6 割強を占めていた。

複数の機関が関与しつづなげ死亡に至ったのか、その課題を明確にすることは、今後、二度と同様の事例を起こさない対策のために、非常に重要なことである。

検証については、「『地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について』の一部改正について」(平成 30 年 6 月 13 日付け子家発 0613 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)により、虐待による死亡であると断定できない事例についての検証や、転居を繰り返す事例について複数の地方公共団体で相互の協力の下で進めること等について周知されているので、参考にされたい。

イ 検証結果の虐待対応への活用

第 13 次報告について公表から 1 年経過した後の活用状況としては、都道府県・市町村の関係部署に対する周知は全ての地方公共団体が行い、「関係者への研修で使用」は 31.9%と前回とほぼ同様の状況であった。今回の

調査では、地方公共団体が改善した点として、「乳児健康相談の時期を見直した」「車内放置による子どもの死亡事故の再発防止のための注意喚起について通知を発出した」など、具体的な対策があがっている一方、「特になし」との回答もあった。引き続き、地方公共団体及び国の検証報告について関係職員の研修等の場で活用し、実際に虐待事例への対応を行っている児童相談所及び市町村職員に検証結果からの学びを引き継いでいくことが重要である。

平成 30 年 10 月に本委員会が報告した「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(個別事例)」においても、これまでの報告で指摘された内容や、平成 28 年の児童福祉法の改正をはじめとして虐待防止のために取り組んできている内容が多く含まれている。地方公共団体においては、検証の結果は、不幸にして亡くなった子どもたちからのメッセージとして真摯に受け止め、二度と繰り返さないという気持ちをもって、虐待に対する対応に活かしてほしい。

なお、本委員会の報告については、厚生労働省のホームページに、また各地方公共団体による検証報告は、子どもの虹情報研修センターのウェブサイト(<http://www.crc-japan.net/>)に掲載されているので、虐待による死亡事例が発生していない地方公共団体においても、我がこととして事例をとらえ学ぶ資料として活用されたい。

国への提言

虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

ア 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備

第15次報告においても心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0歳児の占める割合が53.8%と前回より減少しているが、依然として最も高く、その中でも生後4か月までの間に死亡している事例は0歳児の中で約8割となっている。

妊娠期からの切れ目のない支援は、これまでの報告書においても提言がなされてきたところではあるが、妊娠期からの相談支援体制の充実強化は、虐待の発生予防には特に重要である。

妊娠期からの支援が必要な特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭について、医療機関及び市町村が確実に把握できる体制を整備することが求められている。把握された事例については、令和2年度末までに全国展開を目指すこととされている、「子育て世代包括支援センター」や、市町村の母子保健担当部署等で支援されることが求められる。

国においては、先駆的に取り組む市町村の好事例等、実施予定の市町村にとって、参考となる情報発信を行うことが必要である。また、子育て世代包括支援センター業務ガイドラインが具体的な業務の内容を解説するとともに、地域の多様性を念頭に、運営上の留意点を示すものとして作成されていることから、引き続き周知に努めることが必要である。

また、状況に応じて、特定妊婦として妊娠期から要保護児童対策地域協議会の対象とし、支援を開始することも考えられるが、特定妊婦として対象とする基準や妊婦への支援プログラムについて、地方公共団体によって対応に差が生じることがないように、国において標準的な方針を示すべきである。

なお、支援を必要とする妊婦の相談においては、子育てに関することをはじめ、ひとり親や出産に向けた助産制度等の経済的な支援があっても子どもを養育することが困難な場合には、里親や乳児院、児童養護施設の活用、養子縁組制度など社会的な養育についての相談の機会があることも広く含め、周知すべきである。これらの相談は、妊娠という事実に対する悩みや経済面・育児面等の不安など多岐にわたり、一つの相談機関で完結することは困難であることなどから、相談機関同士の連携が必要である。

地方公共団体での相談とともに、関係団体やNPO法人などが実施している相談事業も必要に応じて活用し、対応可能な相談機関に確実に相談がつながるよう各関係機関が十分に連携を図りながら継続して支援する

ことを促進することが重要である。

なお、里帰り出産など出産前後に住所地ではない場所で、母子が一定期間生活する状況もあり得ることから、国においては母子が現に居住している場所でも母子保健サービス等の育児支援が受けられるよう周知徹底する必要がある。

イ 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化

虐待死事例の中には、養育者に精神疾患のある事例が例年一定数含まれていることを踏まえ、引き続き国は、地方公共団体に対して、精神疾患のある養育者への相談支援体制の強化を行うべきである。

今回の報告事例においても精神疾患を抱えた事例の報告があり、精神科医との連携が重要であることが認識されている。

平成 28 年度の診療報酬改定において、ハイリスク妊娠に対する管理加算、分娩管理加算、妊産婦共同管理料の算定対象となる合併症に精神疾患が加えられており、外来での取組として平成 30 年度の診療報酬改定ではハイリスク妊産婦連携指導料として精神疾患を合併した妊産婦(ハイリスク妊産婦)に対して、産科、精神科及び自治体の多職種が連携して患者の外来診療を行う場合の評価が新設された。また、入退院支援加算の対象である退院困難な要因に、家族又は同居者から虐待を受けている又はその疑いがあることが加えられている。

子どもの最善の利益を保障するという観点に立った上で、精神疾患のある養育者に対して適切な支援が行われるよう、保健・医療・福祉の連携をより一層強化していくことを、継続して周知することが必要である。

また、養育者の支援者の有無について、第 5 次報告から第 15 次報告までの累計をみると、心中以外の虐待死事例では、精神疾患ありの実母の 9 割以上が支援者ありとなっている(精神疾患なしでは 7 割)。支援者には配偶者や実父母方祖父母が多くを占めるため、家族への支援も重要である。

ウ 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発

児童相談所における虐待相談の対応件数は毎年増加しており、相談対応件数は平成 28 年度(122,575 件)から平成 29 年度(133,778 件)にかけて 11,203 件増加している。その内訳として、心理的虐待が 9,011 件の増加となっている。

また、経路別件数の推移をみると、警察からの相談件数は平成 28 年度(54,812 件)から平成 29 年度(66,055 件)にかけて 11,243 件増加しており、49%を占めている。

(出典：平成 29 年度 厚生労働省福祉行政報告例)

また、第 15 次報告における心中以外の虐待死事例では、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったものは、50 例中 40 例（80.0%）であった。

本委員会では虐待死事例等の検証から抽出された対応上の留意点について「第 1 次から第 15 次報告を踏まえて子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント」としてまとめている。過去の検証結果からの学びを活かすことが類似の事例の再発防止に資することであり、国は引き続き周知に努める必要がある。

同様に、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」に基づき、地方公共団体における関係機関への周知と協力依頼が円滑に取り組みられることを一層推進する必要がある。

また、身近にある地域での気づきが、子どもやその親を救うきっかけとなることや、地域としての声かけや見守り等の方策を探り、必要な専門的支援につなぐことが虐待の重篤化を防ぐことに繋がることを周知する必要があり、児童相談所全国共通ダイヤル 189 の周知啓発が進められるとともに、その利便性の向上が図られているところである。併せて、子どもに対する体罰は、子どもの精神や発達に様々な悪影響を及ぼしうるため、認められないことを周知徹底するなど、引き続き体罰によらない子育ての推進についても取り組むことが重要である。

虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化に関わる体制整備

平成 16 年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も虐待の通告先となり、地域における児童虐待対応は基本的に児童相談所と市町村の二層構造で行うこととなった。

平成 28 年の児童福祉法等の改正により、市町村は基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととされ、例えば、施設入所等の措置に至らなかった児童への在宅支援を中心となって行うなど、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図る役割がある。

都道府県は、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこととされ、例えば、一時保護や施設入所等、行政処分としての措置等を行う役割がある。

児童相談所と市町村が相互の役割や機能を理解した上で、切れ目なく援

助又は支援を行うこと等を目的として、国においては、児童相談所と市町村の共通のリスクアセスメントツールを作成し、活用を図っている。

国は都道府県による市町村等の支援状況などをはじめ、実態を把握し、各機関が相互理解と連携を深めながら、アセスメントツールの有効な活用がなされているかの確認や、確実に役割が遂行できる体制整備の促進を求められる。

また、子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた児童相談所と警察、検察との更なる連携強化については、「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化の推進について」(平成30年7月24日付け子家発0724第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)において、児童虐待事案において、児童相談所、警察、検察の三機関間の連携強化を更に推進するため、

協同面接を実施した事案について、子どもの支援のために必要があるときは、三機関において打合せを行うことを含めた適切な方法により必要な情報の共有に努めること

都道府県の児童福祉主管部局、都道府県警察本部、地方検察庁による連絡会議を実施するなどの方法により、各自治体の実情に応じた適切な連携体制を強化すること

を通知している。

さらに、「児童虐待事案に係る子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に関する情報共有について」(令和元年5月14日付け子家発0514第4号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知、令和元年6月7日付け子家発0607第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)において周知しているとおり、最高検察庁と警察庁から、検察又は警察が保管中の録音・録画した記録媒体については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第47条ただし書きの趣旨を踏まえ、児童相談所への提供の必要性及び相当性を適切に判断することと通知されている。

児童相談所において協同面接で得られた情報や結果の取扱いについて、検察庁、警察、児童相談所の三機関が共通認識をし、子どもの支援に必要があるときは、その情報を有効活用することについて引き続き周知されたい。

児童相談所及び市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

虐待相談対応件数は毎年増加しており、個々の事例が抱える問題は複雑化している。子ども虐待への相談対応は、リスク判断、緊急性等を総合的に判断し、迅速な対応が必要とされ、その対応に関わる職員には高度な専門性

が求められる。

一方で、今回の対象事例の中には、保健師や弁護士等、専門職の関与が課題と考えられる事例もあった。

平成 28 年の児童福祉法等の改正では、児童相談所の体制強化等として、児童心理司、医師又は保健師、スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）を配置することとし、また、児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする、児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする等々の改正が行われた。

さらに、児童相談所においては、保健師や弁護士の配置が促進されるよう「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」で示された。また、令和元年の児童福祉法等の改正により、児童相談所において常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に措置決定等を行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、医師及び保健師を配置するものとされた。

国は、引き続き、地方公共団体において職員やその専門性が確保されるよう、医師、保健師や弁護士等の配置の促進や、ソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進に努める必要がある。

また、平成 28 年の児童福祉法等改正において、市町村において特に在宅ケースを中心とする支援体制を一層充実するため、実情の把握、情報提供、相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を一体的に提供する拠点の整備に努めるため、市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めることが明記された。この市区町村子ども家庭総合支援拠点については、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、2022 年度末までに全市町村に設置することとされている。国においては、市町村の体制が一層充実されるよう、引き続き市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する必要がある。

要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備

地方公共団体は、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体等により構成される要保護児童対策地域協議会を設置するよう努めることとなっている。

平成 28 年の児童福祉法等の改正では、要保護児童対策地域協議会への調整担当者の配置及び研修受講の義務付けがなされ、調整担当者が業務を行う上で必要な専門性が示された。

また、市区町村子ども家庭総合支援拠点は、地域の実情に応じた多様な運営方法等を工夫することができるが、要保護児童対策地域協議会との関係では、同協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるよう、あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められている。また、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、児童福祉法第 25 条の 2 第 5 項に基づく、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、その他の関係機関等との連絡調整を行う「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められる。

第 15 次報告において、死亡事例及び重症事例の発生した全ての地域に要保護児童対策地域協議会が設置されている一方、死亡事例の中には依然として同協議会における登録や検討がなされていなかった事例が複数含まれていた。また、死亡事例発生地域における要保護児童対策地域協議会の活用状況では、心中以外の虐待死事例で「よく活用している」が 5 割強であった。

このため、国は引き続き、地方公共団体において、要保護児童対策地域協議会が活用されるよう徹底するとともに、要保護児童対策地域協議会への専門職の配置と研修の受講が促進されることにより同協議会が強化されること、及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置が促進され支援体制が一層充実されるよう努めることが必要である。

入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備

今回の報告事例においても、一時保護等の措置の解除した経緯や施設から家庭復帰の際のアセスメントが不十分と考えられる事例、施設入所の情報がその後の支援に十分反映されたとはいいがたい事例があった。

このような事例の再発を防ぐためには、児童相談所が施設入所措置中から、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議等を活用し、家庭復帰の適否を関係機関とともに検討することや、関係機関による支援体制の整備や役割分担の確認を行い、会議での決定事項を確実に遂行することが必要である。虐待等のリスクが高く、施設入所等の措置や一時保護により、一旦、親子分離し、子どもの安全を確保したケースについて、親子関係再構築への支援が十分に行われず、また、関係機関間の連携が不十分ということも見受けられる。こうした事態を防止するため、平成 28 年の児童福祉法等の改正においては、児童相談所が措置等を解除するに当たっては、在宅に戻った後、親子に対し継続的な支援を行い、親子関係が安定して再構築されるよう丁寧な支援を続けることが重要であることから、措置解除に当たり、児童相談所

が、民間団体等への委託を含め、保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを行うこととし、措置解除後には、児童相談所が地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施することとされた。

また、平成 29 年の児童福祉法等の改正では、児童虐待を行った保護者に対する指導について、児童相談所と保護者との対立構造が生じ、実効性を上げられないケースがあることから、指導の実効性を高めるために裁判所を関与させるべきとの指摘を受け、保護者に対する指導への司法関与として、里親委託や施設入所等の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者指導を勧告することができることとし、家庭裁判所は勧告の下での指導の結果を踏まえて審判を行うこととされた。

また、親権者等の意に反して 2 ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、家庭裁判所による審査が導入された。

国においては、施設入所中からの措置解除後を見越した継続支援や、親子関係の再構築について、地方公共団体の取組を促す必要がある。

また、家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を具体的に支援するための計画を作成すること、また、計画を確実にを行うため必要に応じて家庭裁判所の勧告制度を活用することについて周知徹底が必要である。

地域をまたがる（転居）事例の関係機関の連携・協働及び検証

児童虐待の事例では、居住地を移動する事例が多いことを踏まえ、国は引き続き、地方公共団体に対して、移動前後の居住地の関係機関間において、円滑な情報共有等を行うなどの連携が不可欠であり、切れ目ない支援が行われる必要があることについて周知徹底すべきである。

また、緊急性や重症度の高い事例の引継ぎは、原則、対面で実施し、転居前の自治体は、これまでアセスメント等を行ってきた記録を転居後の自治体へ確実に引き継ぐことが必要である。環境の変化に伴う新たなリスクを想定し、危機意識も含んだ引継ぎを行うことは重要であることから、情報共有の方法等についても、合わせて周知すべきである。また、居住実態が把握できない場合にあっては、子どもの安全確認が確実に実施されるよう、安全確認のための方策を児童相談所や市町村へ引き続き周知し、安全確認が実施できない場合は、立入調査などを検討する等、安全確認の徹底を図るべきである。

なお、不幸にして、虐待により子どもが心身に著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合にあっては、転居前からの対応状況や転居前後での関係機関のケースの引継ぎ状況等について、当該家庭に関わる一連の過程を

検証し、再発防止につなげることが重要であることから、転居前後に関係した地方公共団体が、相互の協力のもと検証を行うことを周知徹底すべきである。

再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

児童虐待防止法第4条第5項には、国及び地方公共団体の責務等として重大な虐待事例に関する検証の実施が定められている。国が行う検証は、虐待死事例の背景や関係機関の関与状況等に関する地方公共団体からの報告を基に実施されることになっている。国においては、この各地方公共団体からの報告がより一層積極的かつ円滑に行われるよう「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」を通知しているところである。

また、第13次報告から、疑義事例について地方公共団体に報告を求めることとしており、同通知において疑義事例についても検証を行うよう言及したところである。疑義事例は第14次報告では18件、第15次報告では23件の報告があり、前回に比べ増加した。

過去の検証結果からの学びを活かすことが類似の事例の再発防止に資することであり、地方公共団体が実施する研修等において検証報告書が一層活用されるよう、今後も引き続き周知徹底に努めるべきである。

子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、子ども自身や関係者から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議できる仕組み(児童福祉法第8条第6項)の活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討が必要である。

過去の報告において言及された課題と提言については、引き続き対応する必要があるが、第15次報告でも改めて言及がある内容については、今までの対応状況を踏まえた取組が望まれる。